

2022年11月19日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘様

「共育を実現する会」参加者一同から奈良県教育委員会への公開質問状

「共育を実現する会」参加者一同

共催団体：奈良県「障害者」運動ネットワーク

代表 藤本 隆二

ピープルファースト奈良

会長 沢井 克之

奈良県障害者差別をなくす条例推進委員会

代表 藤本 隆二

貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

私たちは、今春、文部科学省から特別支援学級の在籍者には週の授業時間数の半分以上を特別支援学級で授業を受けるように求めた通知が発出され、各都道府県でも市町村の教育委員会に授業時間数の現状報告を求める調査が行われているとの情報を得ました。

本県においては、永年にわたり障害を有する児童生徒と障害のない児童生徒が「ともに学ぶ」環境整備にも尽力いただきました。しかし、この調査の結果、障害を有する児童生徒と障害のない児童生徒が分断され、「ともに学ぶ」教育環境が後退するのではないかと大きな不安と危惧を抱き、本集会を開催する運びとなりました。

そんな最中、国連の障害者委員会からは、わが国の特別支援教育に対して障害児童生徒と障害のない児童生徒が分けられた状態が長く続いていることに懸念を表明し、通常学校が障害児の入学を拒めないようにする措置を要請したほか、分離教育の廃止に向けた国の行動計画策定を求める勧告が出されました。

私たち「共育を実現する会」参加者一同は、障害者権利条約にも示されているように障害の有無によって分けることなく、同じ教室で必要な合理的配慮を受けることができる「インクルーシブ教育」の実現を願っています。そこで、本集会参加者一同から貴職に対し、本県における今後の特別支援教育に関する考えについて、別紙「質問状」の項目について質問をさせていただきます。お忙しい中、恐縮ではありますが、誠意ある回答をお願いします。

〔質問項目〕

1. 現在、特別支援学級に入級し、現状における特別支援学級での授業時間数が週あたりの総授業時間数の二分の一以下の児童生徒については、次年度以降、特別支援学級を退級することを求めるような指導や通知が奈良県教育委員会から市町村教育委員会へ行われることはありませんか。
2. 万一、特別支援学級に在籍する児童生徒で特別支援学級での授業時間数が週あたりの総授業時間数の二分の一以下の児童生徒に対して、特別支援学級の退級を求めるとするならば、その基準を総授業時間数の二分の一と定める根拠をお示しください。
3. 万一、特別支援学級での授業時間数が週あたりの総授業時間の二分の一以下の児童生徒に退級を求めるようなことがあるとするならば、その児童生徒にはどのような支援を行うのですか。当該児童生徒の親御さんは障害を有するわが子に対して教育の場における合理的配慮の提供を求めて特別支援学級への入級を希望しているにもかかわらず、今後は適切な合理的配慮の提供を受けることができなくなるおそれがあります。このことは、国の定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に定める「合理的配慮の不提供」に該当するのではないですか。
4. 特別支援学級における教育的支援で重要なことは、障害を有する児童生徒に対して、その障害種別や程度、発達に応じた適切な合理的配慮を提供することにあるのではないですか。単に授業を受ける場の状況の結果によって、児童生徒の教育環境を一方的に変更するような改正は、国連の障害者委員会が求める「インクルーシブ教育」とは逆行する内容ではありませんか。

以上

回答については、12月25日までに文書にて、下記の本集会共催団体事務局へお願いします。

〒636-0815

奈良県生駒郡三郷町勢野北 5-6-14 ちいろば園内

奈良県「障害者」運動ネットワーク事務局

TEL/0745-72-1923

FAX/0745-72-1924

Mail/[chiiroba97@biscuit.ocn.ne.jp](mailto:chiiroba97@biscuit.ocn.ne.jp)

2022年11月19日

奈良県知事 荒井 正吾様

「共育を実現する会」参加者一同から奈良県への公開質問状

「共育を実現する会」参加者一同

共催団体：奈良県「障害者」運動ネットワーク

代表 藤本 隆二

ピープルファースト奈良

会長 沢井 克之

奈良県障害者差別をなくす条例推進委員会

代表 藤本 隆二

貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

私たちは、今春、文部科学省から特別支援学級の在籍者には週の授業時間数の半分以上を特別支援学級で授業を受けるように求めた通知が発出され、各都道府県でも市町村の教育委員会に授業時間数の現状報告を求める調査が行われているとの情報を得ました。

本県においては、永年にわたり障害を有する児童生徒と障害のない児童生徒が「ともに学ぶ」環境整備にも尽力いただいてきました。しかし、この調査の結果、障害を有する児童生徒と障害のない児童生徒が分断され、「ともに学ぶ」教育環境が後退するのではないかと大きな不安と危惧を抱き、本集会を開催する運びとなりました。

そんな最中、国連の障害者委員会からは、わが国の特別支援教育に対して障害児童生徒と障害のない児童生徒が分けられた状態が長く続いていることに懸念を表明し、通常学校が障害児の入学を拒めないようにする措置を要請したほか、分離教育の廃止に向けた国の行動計画策定を求める勧告が出されました。

私たち「共育を実現する会」参加者一同は、障害者権利条約にも示されているように障害の有無によって分けることなく、同じ教室で必要な合理的配慮を受けることができる「インクルーシブ教育」の実現を願っています。そこで、本集会参加者一同から貴職に対し、本県における今後の特別支援教育に関する考えについて、別紙「質問状」の項目について質問をさせていただきます。お忙しい中、恐縮ではありますが、誠意ある回答をお願いします。

〔質問項目〕

1. 万一、特別支援学級での授業時間数が週あたりの総授業時間の二分の一以下の児童生徒に退級を求めるようなことがあるとするならば、当該児童生徒の親御さんは障害を有するわが子に対して教育の場における合理的配慮の提供を求めて特別支援学級への入級を希望しているにもかかわらず、今後は適切な合理的配慮の提供を受けることができなくなるおそれがあります。このことは、国の定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に定める「合理的配慮の不提供」に該当するのではないですか。
2. 特別支援学級における教育的支援で重要なことは、障害を有する児童生徒に対して、その障害種別や程度、発達に応じた適切な合理的配慮を提供することにあるのではないですか。単に授業を受ける場の状況の結果によって、児童生徒の教育環境を一方的に変更するような改正は、国連の障害者委員会が求める「インクルーシブ教育」とは逆行する内容ではありませんか。

以上

回答については、12月25日までに文書にて、下記の本集会共催団体事務局へお願いします。

〒636-0815

奈良県生駒郡三郷町勢野北 5-6-14 ちいろば園内

奈良県「障害者」運動ネットワーク事務局

TEL/0745-72-1923

FAX/0745-72-1924

Mail/[chiiroba97@biscuit.ocn.ne.jp](mailto:chiiroba97@biscuit.ocn.ne.jp)